

## 公 募 要 領

### 1. 事業名 平成30年度短編映画作品製作による若手映画作家育成事業

#### 2. 事業目的

映画・映像の振興に向けた取組の充実を図るため、将来を担う優れた若手映画作家の育成をもって日本映画の活性化に資する。

#### 3. 事業内容

若手映画作家等に本格的な映画製作に必要な技術・知識の習得の機会を集中的に設けるとともに学んだ技術・知識を実際の短編映画作品の製作を通して実践する場を与える等、次の（1）から（5）の事業を実施する。

##### （1）育成対象作家の選定

芸術家・芸術団体及び各種映画祭等に事業に関する告知を行い、優れた若手映画作家を公募の上、育成対象となる若手映画作家を選定する。

##### （2）製作ワークショップセミナー

選定された育成対象作家に対し、本格的な映像製作技術と作家性を磨くために必要な知識や技術を継承するためのワークショップを実施する。

##### （3）映画製作活動の実地研修

映画製作に関する指導助言を適切に行うことができる体制を作り、育成対象作家5人程度に映画製作の実地研修を行う。

##### （4）発表機会の確保

完成した作品の上映会等を開催するなど映画製作会社の関係者等に対し周知を行うことで、育成対象作家が映画作家としてデビューする機会の確保を図る。

##### （5）フォローアップの実施

平成18年度から実施している本事業の実地研修経験者に対して、研修後の活動内容等についての追跡調査を行う。なお、過去の調査結果等については、国立国会図書館に所蔵されている事業報告書にて閲覧可とする。

### 4. 公募範囲

平成30年度短編映画作品製作による若手映画作家育成事業にかかる業務

映画作家の公募、製作ワークショップセミナー、映画製作活動の実地研修、上映会等の開催、その他実施に必要な事項

### 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に該当する事項

#### （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

## 6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

## 7. 企画提案書の提出方法等

### (1) 企画提案書の提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959

東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁文化部芸術文化課支援推進室メディア芸術振興係

TEL: 03-5253-4111 (内線2083)

FAX: 03-6734-3815

e-mail: media@mext.go.jp

### (2) 企画提案書の提出方法

①用紙サイズはA4版とする。

②提出方法は、10部を郵送又は持参すること。

(郵送の場合)

・配達を証明できる方法により送付すること。

・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

(持参の場合)

・受付時間：平日10時～18時（12時～13時を除く）

・提案書類は紙媒体及び下記③で示す電子データ形式で提出すること。

③その他

・企画提案書を提出する際には、組織の代表者名で、本件に対する応募の意思を明確に示す書面を提供すること。

・企画提案書に関する事務連絡先（照会先）を明記すること。

・企画提案書は、日本語で作成すること。また、金額は日本国通貨を単位として作成すること。

・電子データとして、CD-R又はDVD-R等（ファイル形式は、一太郎2013、マイクロソフトワード2010、マイクロソフトエクセル2010、マイクロソフトパワーポイント2010まで。PDFも可。）にて提出すること。

### (3) 提出書類

①企画提案書（様式1～3）

②事業実施主体の体制、財政基盤及びこれまでの実績を明らかにする資料（様式任意）

（例 定款の写し、組織図、賃貸借対照表、収支決算書、類似の事業の事業報告書等）

③誓約書

④審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

⑤その他必要と思われる資料

### (4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：平成30年3月28日（水）18時必着

提出先：上記（1）に示す場所

（5）その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

8. 企画提案書募集に関する質問の受付

質問は、下記により受け付ける。

受付先：7.（1）と同じ

受付期間：平成30年3月22日（木）18時まで

9. 採択数及び積算見込

採択数：1件

積算見込額：1億2,327万円（積算する際の目安とすること）

10. 選定方法等

（1）選定方法

選定委員会において、提出された提案書類にて書類選考を実施する。

（2）審査基準

別途定めた審査基準のとおり。

（3）選定結果の通知

選定終了後、10日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

11. 誓約書の提出等

- （1）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出しなければならない。
- （2）前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。
- （3）前2項は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

12. 契約締結

選定の結果、契約予定者と企画提案書をもとに契約条件を調整するものとする。なお、契約金額について業務計画書の内容を勘案して決定するものとのことで、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

13. スケジュール

①公募開始 平成30年2月21日（水）

②企画書提出〆切 平成30年3月28日（水）

③審査 平成30年3月下旬頃

選定及び事業計画書の提出

平成30年3月下旬頃

④契約締結 平成30年4月上旬頃

⑤契約期間 契約締結日から業務完了日又は平成31年3月29日のいずれか早い日まで

※ 契約書締結後でなければ事業に着手できないので、企画提案書作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意してください。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知してください。

#### 14. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書企画提案書、及び文化庁委託業務実施要領等を遵守すること。  
(文化庁委託業務実施要領：<http://www.bunka.go.jp/qa/pdf/youryou.pdf>)
- (2) 事業実施に当たっては、文化庁と十分な連絡調整を図り、契約書等に定めのない事項がある場合、又は疑義が生じた場合には、文化庁担当官の指示に従うこと。
- (3) 文化庁が必要と認めるときは、締結する契約等に基づく手続の上、本事業に係る経費の一部又は全部を概算払いができる。
- (4) 決定した企画内容等については、文化庁及び各選定委員の意見により変更を求めることがある。
- (5) 本事業で製作した作品の著作権については、締結する契約に基づき処理するものとする。
- (6) 本企画公募は、平成30年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、契約金額、スケジュール等を変更する場合がある。

#### [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果契約予定者となった場合、契約締結のため、停滞なく以下の書類を提出いただく必要がありますので、事前の準備のほどよろしくお願ひいたします。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知願います。

- ・業務計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・委託業務経費（再委託に係るものも含む）の精算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書等）
- ・銀行振込依頼書
- ・その他必要と思われる資料

## 審査基準

### I 採択案件の決定方法

提案された企画について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。

### II 審査方法

企画提案書に基づき、文化庁内に設置する企画案選定委員会（以下「選定委員会」）において書類選考を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出や説明を求めることがある。

### III 評価方法

提出された企画提案書の内容が、委託事業の趣旨に添った実施可能なものであるか（必須項目審査）、効果的なものであるか（加点項目審査）について行う。また、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価基準を設け加点を行う。

#### （1）必須項目

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点 50 点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

##### a) 経理的基盤

・委託事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

##### b) 実施体制

・委託事業実施に当たり全体の総括責任者、事業担当者などの事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が示されていること。

・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。

##### c) 事業計画

・公募要領に示す委託事業の実施に当たり必要な内容を網羅した事業計画を立案していること。

#### （2）加点項目

次の加点項目については、効果的な実施が期待されるかという観点から、入札参加者の企画提案を相対評価することにより審査を行う。

評価者は加点項目ごとに次の評価基準による得点を付与する。

#### [評価基準]

※ () 内は 10 点満点の項目の得点

A : 大変優れている = 5 点 (10 点)

B : A と C の中間 = 4 点 (8 点)

C : 優れている = 3 点 (6 点)

D : C と E の中間 = 2 点 (4 点)

E : 評価基準を満たす程度 = 1 点 (2 点)

F : 評価に値しない = 0 点 (0 点)

※ () 内は満点額

a) 実績（実績の質・量に応じて加点）

- ・事業運営に関する知見・ノウハウを有しているか。（10点）
- ・事業成果を高めるための人的ネットワークを有しているか。（5点）

b) 業務実施体制（内容に応じて加点）

- ・事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。（10点）
- ・効果的な育成事業の運営体制及びスタッフの確保について具体的な提案がなされているか。（10点）

c) 創意工夫（内容に応じて加点）

- ・当事業で実施した育成事業の手法・過程を含めた成果について評価を行うとともに、業界への普及をはかる提案がなされているか。（5点）
- ・提案に対して妥当な経費が計上されているか。（10点）

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する加点

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1 （労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=1点
- ・認定段階2 （労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）=2点
- ・認定段階3 =3点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）=0.5点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過により認定）=1点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）=1.5点
- ・プラチナくるみん認定=2点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定=2点

○上記に該当する認定等を有しない=0点

# 企画案選定要領

平成30年2月21日  
文化庁文化部芸術文化課

## 1. 選定方法

提出された各企画案について外部有識者等による企画案選定委員会（以下「選定委員会」）において審査を行う。委員は提出された企画案ごとに「3. 評価要素」の必須項目及び加点項目について評価を行う。なお、必須項目を全て満たした提案には基礎点50点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。また、加点項目については、項目ごとに「4. 評価基準」及び「5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する加点」による得点を加点する。

## 2. 選考実施日

平成30年3月下旬（予定）

## 3. 評価要素

### （1）必須項目

#### a) 経理的基盤

・委託事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有していること。

#### b) 実施体制

・委託事業実施に当たり全体の総括責任者、事業担当者などの事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が示されていること。

・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。

#### c) 事業計画

・公募要領に示す委託事業の実施に当たり必要な内容を網羅した事業計画を立案していること。

### （2）加点項目

※ () 内は満点額

#### a) 実績（実績の質・量に応じて加点）

・事業運営に関する知見・ノウハウを有しているか。（10点）

・事業成果を高めるための人的ネットワークを有しているか。（5点）

#### b) 業務実施体制（内容に応じて加点）

・事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があるか。（10点）

・効果的な育成事業の運営体制及びスタッフの確保について具体的な提案がなされているか。（10点）

#### c) 創意工夫（内容に応じて加点）

・当事業で実施した育成事業の手法・過程を含めた成果について評価を行うとともに、業界への普及をはかる提案がなされているか。（5点）

・提案に対して妥当な経費が計上されているか。（10点）

#### 4. 評価基準

- A : 大変優れている = 5 点 (10 点)
- B : A と C の中間 = 4 点 (8 点)
- C : 優れている = 3 点 (6 点)
- D : C と E の中間 = 2 点 (4 点)
- E : 評価基準を満たす程度 = 1 点 (2 点)
- F : 評価に値しない = 0 点 (0 点)

#### 5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する加点

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階 1 （労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 1 点
- ・認定段階 2 （労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。） = 2 点
- ・認定段階 3 = 3 点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ） = 0.5 点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正前の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定） = 1 点
- ・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 31 号）による改正後の認定基準又は同附則第 2 条第 3 項の規定による経過措置により認定） = 1.5 点
- ・プラチナくるみん認定 = 2 点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定 = 2 点

○上記に該当する認定等を有しない = 0 点

#### 6. 企画案の決定

選定委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。得点合計が最も高いものを採択案件に決定する。

#### 7. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画業者に伝え、改善をお願いすることがある。